

障がい者活躍推進計画に基づく取組の実施状況(令和5年度)

1 目標に対する達成度

1 障がい者雇用率

目標	目標値	実績値
各年度6月1日時点の雇用率を法定雇用率以上とする。	法定雇用率 2.60%以上	実雇用率 3.42% (令和5年6月1日現在)

2 職場定着率

目標	実績値
不本意な離職者を極力生じさせない	評価時点において、不本意な離職は生じていない。

2 取組の実施状況

1 推進体制の整備

障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づき、令和2年7月に障害者雇用推進者として総務課長を、障害者職業生活相談員として福祉課職員を選任している。

2 職務の選定

新規採用時の面談又は人事異動の異動希望調査により、障害者と業務の適切なマッチングができているか点検を行うとともに、障害者が活躍できる職場の選定、創出を行っている。

3 職場環境の整備

障害者と所属所長等との面談等を行うことで、障害者が必要とする配慮等を把握し必要な場合は、対策等を講じている。

4 職員の採用

拡大印刷や筆談による対応等、採用選考の実施にあたり、必要な配慮を行っている。

なお、募集、採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

- ・特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定する。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・「就労支援機関に所属、登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。